

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日創プロニティ株式会社と称し、英文ではN I S S O P R O N I T Y C o., L t d. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次に掲げる材料の加工、塗装、組立、据付工事、販売、賃貸及び輸出入
 - (1) 金属材料
 - (2) 合成樹脂材料
 - (3) 上記以外の材料
2. 次に掲げる部品・製品の設計、加工、組立、製造、据付工事、販売、賃貸、修理、保守、管理及び輸出入
 - (1) 金属加工製品
 - (2) 産業用機械器具、電気・電子・通信機械器具、液体・ガスの貯蔵設備、医療機械器具、検査装置、輸送機器
 - (3) 再生可能エネルギー発電に係る部品・製品・装置
 - (4) 建築用資材及び住宅関連機器
 - (5) 防犯、防火、防災及び安全に関する機械器具及び設備
 - (6) 上記以外の部品・製品
3. 農林水産物及び食品の生産、加工、仕入及び販売
4. 再生可能エネルギー発電施設の開発、施工、監理、運営、維持、管理及び発電による電力の販売
5. 電気工事、電気機器設置工事、通信工事及び建設工事
6. ソーシャルコマース事業
7. コンピューターシステム、ソフトウェアの企画、開発、販売、保守
8. 不動産の売買、賃貸及び管理
9. 前各号に関するエンジニアリング及びコンサルティング
10. 子会社の事業活動に関する経営管理及びコンサルティング
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を福岡市南区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

定 款

(機 関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,200,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- 1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株主数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において

定 款

定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

定 款

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもつて作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役社長は、業務の執行を統括し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。
4. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、

定 款

他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもつて作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもつて作成する。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額ま

定 款

たは法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第34条 当会社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

定 款

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもつて作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

定 款

第44条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剩余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剩余金の配当等の除斥期間)

第47条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

«定款変更»

昭和58年 9月13日制定
昭和63年 3月 1日変更
平成 3年 6月13日変更
平成 9年 8月 5日変更
平成 9年 9月 1日変更
平成16年 1月20日変更
平成17年 6月17日変更
平成18年 8月 3日変更
平成18年11月28日変更
平成19年 4月 1日変更
平成19年 4月10日変更
平成19年 4月20日変更
平成19年11月29日変更
平成21年11月26日変更
平成22年11月26日変更
平成23年11月25日変更
平成25年 3月 1日変更
平成25年11月27日変更
平成25年12月 1日変更
平成26年11月27日変更

定 款

2019年11月27日変更

2022年11月29日変更

2023年11月29日変更